参考資料２

種苗法・農業資材審議会関係法令集

○農林水産省設置法（平成１１年法律第９８号）（抄）

最終改正：平成二十六年六月十三日法律第六十七号

第三章　本省に置かれる職及び機関
　第二節　審議会等（第六条・第七条）

（設置）
第六条　本省に、農業資材審議会を置く。
２（略）

（農業資材審議会）
第七条　農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
２　農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）

最終改正：平成二十年十二月三日政令第三百六十六号

内閣は、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　農業資材審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

５　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
農薬分科会	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
飼料分科会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業機械化分科会	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

種苗分科会	種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

２　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
４　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
５　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）
第六条　分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

（議事）
第七条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）
第八条　審議会の庶務は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において処理する。

（雑則）
第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則　（平成一五年六月二五日政令第二七七号）　抄

附　則　（平成二〇年一二月三日政令第三六六号）　抄

○農業資材審議会議事規則（平成１３年３月２１日農業資材審議会決定）

（総則）
第一条　農業資材審議会（以下「審議会」という。）の運営については、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）
第二条　会議は、会長が招集する。

（議事）
第三条　会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
２　会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
３　会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）
第四条　議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。
２　会長は、議事録又は議事要旨を公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事録及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

（臨時委員）
第五条　臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（専門委員）
第六条　専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）
第七条　会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（分科会及び部会）
第八条　第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

（分科会の議決）
第九条　分科会の議決は、審議会の議決と見なす。

（小委員会）
第十条　分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

（委任規定）
第十一条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

○種苗法（抄）（平成１０年法律第８３号）

最終改正：平成28年5月27日号外法律第51号

（目的）

第一条　この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

２　この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

３　この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

４　この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるものをいう。

５　この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一　その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

二　その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

三　その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。）

６　この法律において「指定種苗」とは、種苗（林業の用に供される樹木の種苗を除く。）のうち、種子、胞子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

７　<u>農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。</u>

（裁定）

第二十八条　登録品種等の利用が継続して２年以上日本国内において適当にされていないとき、又は登録品種等の利用が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種等につき業として利用しようとする者は、当該登録品種の育成者権者又は専用利用権者に対し通常利用権の許諾につき協議を求めることができる。

２　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者

は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

3　農林水産大臣は、前項の規定による申請があったときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専用利用権者その他その登録品種に関し登録した権利を有する者に対し、文書をもって通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4　農林水産大臣は、登録品種等につき利用がされることが公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該登録品種等につき利用が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、通常利用権を設定すべき旨の裁定をしてはならない。

5　**農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。**

6　通常利用権を設定すべき旨の裁定においては、通常利用権を設定すべき範囲並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。

7　農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者及び当事者以外の者であってその登録品種に関し登録した権利を有するものに通知しなければならない。

8　前項の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通知があったときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。